

国家公務員等の在職期間の通算等の 特例に関する条例適用に係る協議書

山形県市町村職員退職手当組合組合長（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、
（以下「特別職就任」という。）に
就任（以下「特別職就任」という。）に関
し、次のとおり確認した。

- 特別職就任についての期日等は、次のとおりである。
 - 議会承認年月日 令和 年 月 日
 - 特別職就任年月日 令和 年 月 日
 - 退職年月日 令和 年 月 日
- 特別職就任については、国家公務員等の在職期間の通算等の特例に関する条例運用要綱（平成6年組合訓令第1号）第1項に規定する特例条例適用の基準を踏まえたものであること。
- 特別職就任後、乙は、すみやかに国家公務員等の在職期間の通算等の特例に関する条例施行規則（平成6年組規則第1号）第2条に規定する特別職在職期間通算申請書を提出するものとし、甲はこれを受理し、同規則第3条に規定する在職期間通算証明書を交付するものとする。

この協議を証するため、この協議書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館内
甲 山形県市町村職員退職手当組合
組合長

乙